確　　約　　書

令和　　年　　月　　日

（あて先）掛 川 市 長

都市計画法第53条第1項の都市計画施設内における建築行為について

掛川市　　　　　　　　　　　　　　番地地内において建築予定している建築物が、東遠広域都市計画（道路・公園・市街地開発事業）　　　　　　　　　　　　　　内に入っておりますが、該当事業施工前に建築することが必要であるため、事業決定後には総て協力することを約し、ここに確約書として提出します。

また、本建築物を譲渡する場合、譲受人に本確約書を貴市に提出していることを通知すると共にその内容についても承知させます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は法人名及びその代表者）